

定款変更添付書類一覧表

添付書類	事業目的の追加		事業廃止	役員定数変更	基本財産の変更				確認
	設置 経営	受託 経営			新築	増改築	削除		
申請書	○	○	○	○	○	○	○		
理事会及び評議員会議事録 (写)	○	○	○	○	○	○	○		
評議員会の招集通知 (写)	○	○	○	○	○	○	○		
財産目録	○	-	-	-	-	-	-		
変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○		
現行の定款	○	○	○	○	○	○	○		
添付書類目録	○	○	-	-	○	○	-		
事業計画書	○	○	-	-	-	-	-		
収支予算書	○	○	-	-	-	-	-		
受託事業の概要説明書	-	○	-	-	-	-	-		
受託契約書 (写)	-	○	-	-	-	-	-		
関係条例 (写)	-	○	-	-	-	-	-		
施設建設関係書類	-	-	-	-	-	-	-		
・ 予算書又は決算書	○	-	-	-	○	○	-		
・ 補助金等の決定書 (写)	○	-	-	-	○	○	-		
・ 助成金決定書 (写)	○	-	-	-	○	○	-		
・ 借入金決定書 (写)	○	-	-	-	○	○	-		
建設資金借入金関係書類	○	-	-	-	○	○	-		
・ 償還計画	○	-	-	-	○	○	-		
・ 償還金贈与契約書 (写)	○	-	-	-	○	○	-		
所得証明書	○	-	-	-	○	○	-		
身分証明書	○	-	-	-	○	○	-		
印鑑登録証明書	○	-	-	-	○	○	-		
・ 各種補助要綱	○	-	-	-	○	○	-		
・ 建築資金贈与契約書 (写)	○	-	-	-	○	○	-		
身分証明書	○	-	-	-	○	○	-		
印鑑登録証明書	○	-	-	-	○	○	-		
・ 残高証明書	○	-	-	-	○	○	-		

・法人本部・施設会計決算書	○	-	-	-	○	○	-		
・工事関係契約書、見積書、 領収書（写）	○	-	-	-	○	○	-		
・不動産売買（贈与）契約書	○	-	-	-	○	○	-		
・不動産登記簿謄本	○	-	-	-	○	○	-		
・建築確認書（写）	○	-	-	-	○	○	-		
・図面	○	○	-	-	○	○	-		
施設長就任承諾書、履歴書及 び施設長の資格を証する書 類	○	○	-	-	-	-	-		
廃止事業に係る財産の処分 方法	-	-	○	-	-	-	○		
事業の廃止届（写）又は認可 書（写）等	-	-	○	-	-	-	○		
基本財産処分承認書（写）	-	-	-	-	-	○	○		

定款変更チェックリスト

区分		項目（チェックポイント）	確認
共通事項	申請書	定款変更の内容及び理由が「別紙のとおり」となっている場合、申請書と別紙で割印が押印されているか	
		新旧対照表で、改正部分に下線が引かれているか	
		定款変更の内容の欄で、変更前及び変更後の条文は理事会及び評議員会で議決されたものと一致しているか	
		定款変更の内容の欄で、変更前及び変更後の条文は添付書類の変更後の定款及び変更前の定款の条文と一致しているか	
		誤字、脱字がないか（ワープロ等による変換ミスがないか）	
		* 様式上、理事長名にふりがなはないが、確認し補記してください。	
	添付書類に不足はないか（P 17「定款変更添付書類一覧表」で確認）		
	添付書類	議事録本文のほかに定款変更に係る議案書も添付されているか ※議事録の記載内容の詳細はP 25、26参照	
		議事録には、定款で定める署名人の署名等があるか	
		出席者の氏名が確認できるか	
		理事会の開催要件である「議決に加わることができる理事の過半数」の理事が出席しているか （なお、定款で過半数を超える割合を定めた場合は、その割合）	
		理事会において、評議員会の開催日時及び場所を決定する決議が有効に成立しているか （議決に加わることができる理事の過半数の賛成。なお、定款で過半数を超える割合を定めた場合は、その割合）	
		理事会において、定款変更について評議員会の議題・議案の決定を行う決議が、「議決に加わることができる理事の過半数」の賛成を得て、有効に成立しているか （なお、定款で過半数を超える割合を定めた場合は、その割合）	
		評議員会の招集手続きは適正に行われているか	
		評議員会の開催要件である「議決に加わることができる評議員の過半数」の評議員が出席しているか （なお、定款で過半数を超える割合を定めた場合は、その割合）	
		評議員会に定款変更に関する議案が上程され、「議決に加わることができる評議員の三分の二以上」の賛成を得て、議決が有効に成立しているか。 （なお、定款でこれを上回る割合を定めた場合は、その割合）	

			議事録（該当議案書も含む）には割印が押印（又は袋とじ）してあり、理事長の「原本に相違ない旨」の証明と証明日が記載されているか	
		変更後の定款	定款例と比較して、大きな差異がないか。	
			定款例と照合し、他の条文でも変更する必要があるところはないか	
			必要的記載事項（法第 31 条第 1 条各号）の変更に際しては、変更後の内容が事実と反するものではないか	
			必要的記載事項（法第 31 条第 1 条各号）は全て記載されているか	
			相対的記載事項の変更に際しては、変更後の内容が事実と反するものではないか	
			任意的記載事項の変更に際しては、変更後の内容が事実と反するものではないか	
			※定款上の必要的記載事項等の区分は、定款例参照。	
			条文に誤字、脱字等ないか	
		現行(変更前)の定款	理事長の「原本に相違ない旨」の証明と証明日が記載されているか	
第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業の追加			社会福祉法第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する事業となっているか	
			施設の設置、事業指定等、関係法令等の許認可等を要する場合、その見込みがあるのか	
			事業計画書は適正か	
			収支予算書は適正か	
評議員の選定方法			選任・解任委員会等を常設機関として規定しているか	
			構成員に「外部委員」が 1 名以上含まれているか	
			決議において、外部委員の出席、賛成が必要事項となっているか	
			理事又は理事会において、評議員を選任・解任する規定になっていないか	
役員又は評議員に係る定数の変更			理事の定数は 6 人以上か	
			監事の定数は 2 人以上か	
			評議員の定数は、理事定数を超えているか ※「理事定数が 6 名以上 8 名以内としたとき、評議員の定数を 7 名以上 9 名以内と規定することは可能である。」（ただし、評議員の現在数は、理事の現在数を常に超えていなければならない。）	
			評議員の定数の経過措置は適用可能か	
			変更の理由は適正か	
			増員する理事等の任期を現在の理事等の任期期限と一致させる場合は、附則で制限すること（下記記載例参照） 「〇〇年〇月〇日付けで申請した定款変更により増員にされる理事の任期は、定款第〇条の規定にかかわらず、〇〇年〇月〇日までとする。」	

	役員の欠員を補充する場合、役員の任期を一致させることができる記載となっているか（下記記載例参照） ※「補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。」	
会計監査人	会計監査人を設置する場合、関係条項が記載されているか	
	・ 定数（相対的記載事項）	
	・ 選任方法	
	・ 職務及び権限	
	・ 任期	
	・ 解任（評議員会による解任と監事による解任）	
	・ 報酬等	
	・ 事業報告及び決算	
	・ 附則（新設時のみ）（相対的記載事項）	
報酬等の規定	評議員の報酬等は、各年度の総額（又は、1人あたりの各年度の総額でも可。1回あたりでもダメではない）が記載されているか	
	理事、監事の報酬等は、定款に記載されているか、又は、評議員会で定める記載となっているか	
評議員会	権限の記載事項は、適正か	
法人名、施設名 の変更	事業内容とかけ離れた名称や長すぎる誇大な名称ではないか	
	宗教色の強いものを用いてないか	
	個人名や会社名を冠するものにしていないか	
租税法第40条 の特例適用	法人が、受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けることを希望する場合は、留意事項をすべて満たしているか。 ※平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」を参照。	
基本財産の増加 （届出）	土地又は建物の場合、別表の記載事項が登記簿と一致しているか	
	現金の場合、基本財産基金として計上しているか	
	施設整備に伴う請負契約書、不動産売買契約書等の金額が領収書と一致しているか	